

## J A北海道厚生連遠軽厚生病院の堅持並びに医師確保に関する意見書

遠軽厚生病院は、「北海道医療計画」で定める遠紋地域二次医療圏域の地域センター病院として、平成20年4月に当時の道立紋別病院が夜間・休日の二次救急医療を休止して以来、夜間・休日を問わず24時間の診療体制を維持してきた。

しかしながら、当病院の医師体制は、新臨床研修医制度導入をきっかけに始まった地方における医師不足の影響を受けた旭川医科大学の派遣医師の引き上げにより、平成22年以降、脳神経外科の常勤医が不在となり、北見市内の病院へ脳疾患患者の救急搬送をしなければならない状況となった。さらに、平成25年度の整形外科医師1名及び平成26年4月からの整形外科医師1名、泌尿器科医師1名の連続した医師の引き上げは、遠紋二次医療圏の地域医療センターという広域での重要な役割をも脅かす要因となっており、地域医療の崩壊が懸念される。

加えて、今年度には産婦人科医師2名の派遣引き上げが予定されている。「この地域で子どもが産めなくなる。」という不安を、多くの母親を始めとした地域住民が抱くこととなる。このような事態は、当地域の人口減少に拍車をかけ、地域の振興に多大なる影響を及ぼす恐れが予想される。

よって国においては、当地域の住民が、住み慣れたところで安心して暮らせるよう、地域医療体制の堅持のため、当病院の医師確保に対し特段の支援・配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月12日

北海道遠軽町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣